

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第4号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成20年3月3日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
 (株)丸善守山駅前店
 守山市梅田町字八ノ坪28-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字高野瀬535
 代表取締役社長 久木 康裕
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,711.00平方メートル
 - イ 駐車場の自動車の出入口の数
 2か所
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 2,180.65平方メートル
 - イ 駐車場の自動車の出入口の数
 3か所
- 4 変更年月日
 平成20年10月19日
- 5 変更の理由
 多様な顧客ニーズへの対応
- 6 届出年月日
 平成20年2月18日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1
 滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75
 守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
 栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目13番33号
 - (2) 縦覧期間 平成20年3月3日から平成20年7月3日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成20年7月3日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課
 〒520 8577 大津市京町四丁目1 1

【その他参考】

敷地面積：変更前	5,609.19m ²	変更後	6,821.21m ²	
延床面積：変更前	2,564.28m ²	変更後	3,023.83m ²	(1 F ~ 2 F、うち、店舗は 1 F)
建築面積：変更前	2,486.00m ²	変更後	2,975.33m ²	
併設施設：	290.625m ² (飲食)			